里親啓発タペストリーの説明

【1枚目】家庭で暮らせない子どもはどこに？

・さまざまな事情により親と暮らせない子どもたちは、どこで暮らしているのでしょうか。

・答えは「児童福祉施設や里親宅」です。このような社会制度を｢社会的養護」といい、社会全体で子どもたちをはぐくんでいます。

・里親制度は、家庭で暮らせない子どもたちのための制度です。子どもたちをあたたかな愛情と家庭的な雰囲気の中ではぐくみ、すこやかな成長を支援します。

・里親制度について、ぜひ知ってください。そしてあなたも里親になってみませんか。

【２枚目】はぐくみホーム（養育里親）とは？

・親が病気で入院したり、経済的に生活を立て直す必要があったり、さまざまな事情があって家庭で暮らせない子どもを、親が引き取れるまでの一定期間、養育してくださる方を養育里親といいます。

・この養育里親を、大阪府では「はぐくみホーム」という愛称で呼んでいます。

・はぐくみホームになるためには、一定の事前研修が必要です。

・子どもにかかる一般生活費や医療費などが支払われます。

●里親さんの声「みんなではぐくむ」

・私たち夫婦は子育てが一段落し、何か役に立てることはないかと思い里親になりました。

・大変なこともたくさんありますが、子ども家庭センターや里親支援機関、里親仲間などに相談しながら、子どもと楽しく生活しています。

・保護者と交流のある子どもの場合は、子どもの成長や変化も共有し、親子のサポートができることもやりがいになっています。

●子どもの声「里親家庭で育って」

・僕は５歳までは弟と父親と３人で生活していたので、母親の記憶はほとんどありません。そんな中で急に里親家庭で生活することになって、弟と二人、とても不安でした。

・生活が始まってしばらくして、里母から「おかあさんと呼んでくれていいよ」と言われ、「生みの親ではないのに」という感情や、「お母さん」という言葉を言う恥ずかしさもあって困惑しました。

・でも里親家庭の雰囲気の中で知らず知らずのうちに「お母さん」と呼ぶようになりました。そして高校卒業までその家で暮らし、今も交流しています。

・僕にとって一番大きかったことは、里父母が子どもに対し、一人の人間として向き合ってくれたことです。この里父母の深い人間性に支えられてここまで来られたと僕は思っています。

【３枚目】養子縁組里親とは？

・将来にわたって、親が養育していく見込みがなく、養子縁組が望まれる子どもを、自分の養子とすることを前提に養育してくださる方を養子縁組里親といいます。

・養子縁組里親になるためには、一定の事前研修が必要です。

・子どもにかかる一般生活費と医療費などが支払われます。

●里親さんの声「子どものいる暮らし」

・長く子どもに恵まれず、不妊治療をしていましたが、その病院の帰りに、主人が「養子はどうかな」といきなり切り出したのが、里親になるきっかけでした。息子を迎えて、生活は激変しました。お菓子売り場で不思議なお菓子と出会ったり、遊園地が楽しくなったりしました。息子がいなかったら、学校の門をくぐることも、PTA活動することもなかったでしょう。里親になろうという勇気の一歩がこんなに生活の幅を広げてくれました。

●子どもの声『今の私の自信』

・私は生後７か月の時に今の家庭に迎えられました。小学校の時、友だちに「本当の親じゃないんでしょう」と言われた時が一番ショックでした。何て答えたらいいのか、わからずに悩んでいると母が素直に「そうだよ」と答えたらいいと教えてくれました。それ以来ずっと誰かに聞かれたら「そうだよ、本当の親じゃないよ」と正直に答えてきました。

・思春期を通じて、親に対して思いっきり反抗してきました。また親も本気で怒ってくれました。お互いに素直なままぶつかり、親が逃げないで受け止めてくれたことが、今の私の自信につながっています。

【４枚目】週末里親とは？

・児童養護施設等で生活する子どもたちを週末などにボランティアで家庭で過ごさせてくださる方を週末里親といいます。

・週末里親については公益社団法人家庭養護促進協会へお問い合わせください。

（電話：０６－６７６２－５２３９）

●週末里親はなぜ必要なの

・子どもたちの成長や将来自立するためには、家庭生活の経験がとても貴重なものとなります。

・また、施設での集団生活では、一人一人に応じたきめ細やかな対応が難しいことがあります。

・子どもにとって自分に深い関心を寄せてくれる大人がいることは、精神的な安定をもたらすことにもつながります。

【５枚目】里親になる手続き

●どうすれば里親になれるの？

（１）お住まいの地域の子ども家庭センター・里親支援機関に申し込みます。

（２）子ども家庭センター・里親支援機関で面接を行い、家庭訪問や研修を受けていただきます。

（３）子ども家庭センターが知事に里親申請を進達します。

（４）知事は社会福祉審議会に里親認定を諮問し、答申を受けます。

（５）知事が里親認定を行い、申請者と子ども家庭センターに通知します。

（６）子ども家庭センターから子どもを紹介し、養育をお願いします。（これを里親委託といいます）。

・里親委託を受けると、子どもの生活費が支払われ、医療費は公費で負担されます。

・里親の種別によって手続きや手当等が異なります。また、里親としての活動に対しては子ども家庭センターや里親支援機関等の関係機関が支援します。